

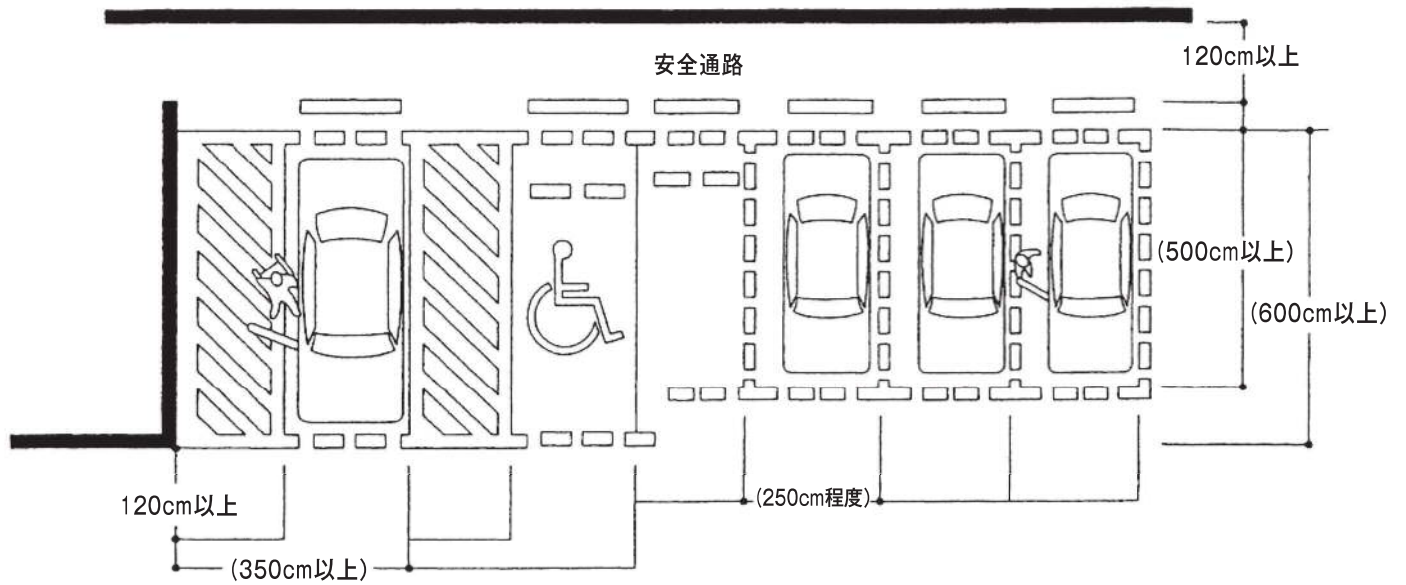
〔駐車場〕

駐車場を設ける場合は、1以上の駐車施設を障害者のための駐車施設として、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は3.5m以上、奥行きは6m以上とすること。
- (2) 当該駐車施設から建築物までの経路が、できるだけ短くなる位置に設けること。
- (3) 当該駐車施設の床面には「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面には斜線をそれぞれ塗装表示すること。または車止め付近に運転席からも判別できる大きさの標識を設けること。
- (4) 当該駐車施設から建物の出入口までの通路は、有効幅を1.2m以上とすること。また段差を設けず、表面を滑りにくい仕上げとすること。

《 参 考 図 》

【図11.1】 両側に乗降用スペースを設けた例



【図11.2】 障害者用駐車スペース標識の例



〔標示・誘導〕

(1) 案内標示

- ① 文字や記号は、大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとすること。また
地板の色とコントラストをつけること。
- ② 必要に応じ、ひらがなやローマ字を併用すること。
- ③ 表示板は、車いす使用者にも見やすい位置・高さに取り付けること。
- ④ 突出型の室名札を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならない位置（高さ2 m程度）に
設けること。
- ⑤ 照明は、逆光が生じないようにすること。

(2) 視覚障害者誘導用ブロック

- ① 視覚障害者に対する誘導用ブロックは、「誘導用」（移動の方向を示す線状の突起のある線
状ブロック）と、「警告用」（注意を喚起する点状ブロック）を用いること。
- ② 線状ブロックは、誘導方向と線状突起の方向を平行にして連続して敷設すること。
- ③ 点状ブロックは、段差部分や危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設するこ
と。
- ④ 敷設幅は30cm以上とし、原則として湾曲しないよう直線状に連続して敷設すること。

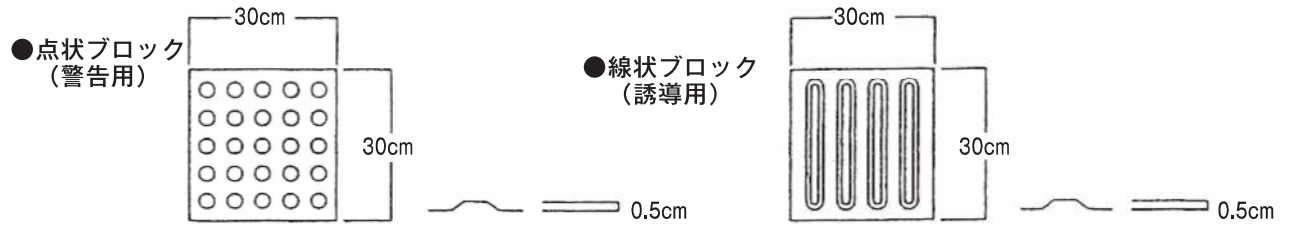
- ⑤ 色は、弱視者に配慮して黄色を原則とすること。他の色を選択する場合は、路面の色と明度の差が大きい色にする等配慮すること。
- ⑥ 常時勤務する者により誘導することができる場合等、視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要はない。
- ⑦ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設が、利用者の利用に特に支障をきたす場合には、視覚障害者誘導用ブロックの代わりに音声誘導装置を設置する、もしくは仕上げの色を変える等でも可とする。

(3) 音声誘導装置

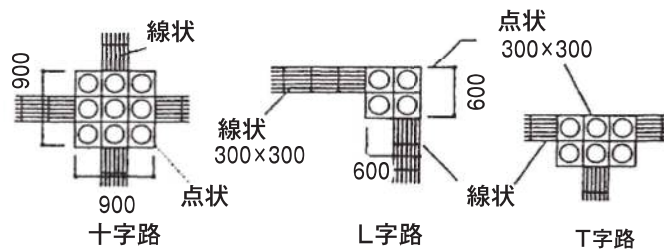
- ① 必要に応じて、表示板の位置等を知らせるための誘導鈴を設けること。
- ② 必要に応じて、音声または放送による案内を行うこと。

《 参 考 図 》

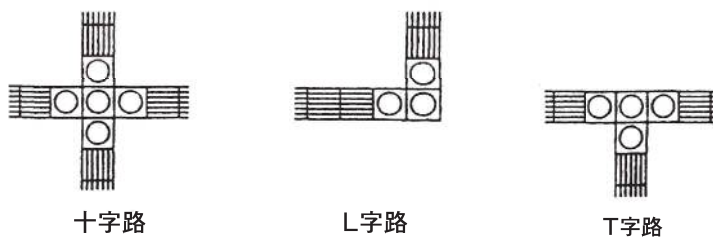
【図12.1】 種類



【図12.2】 設置例



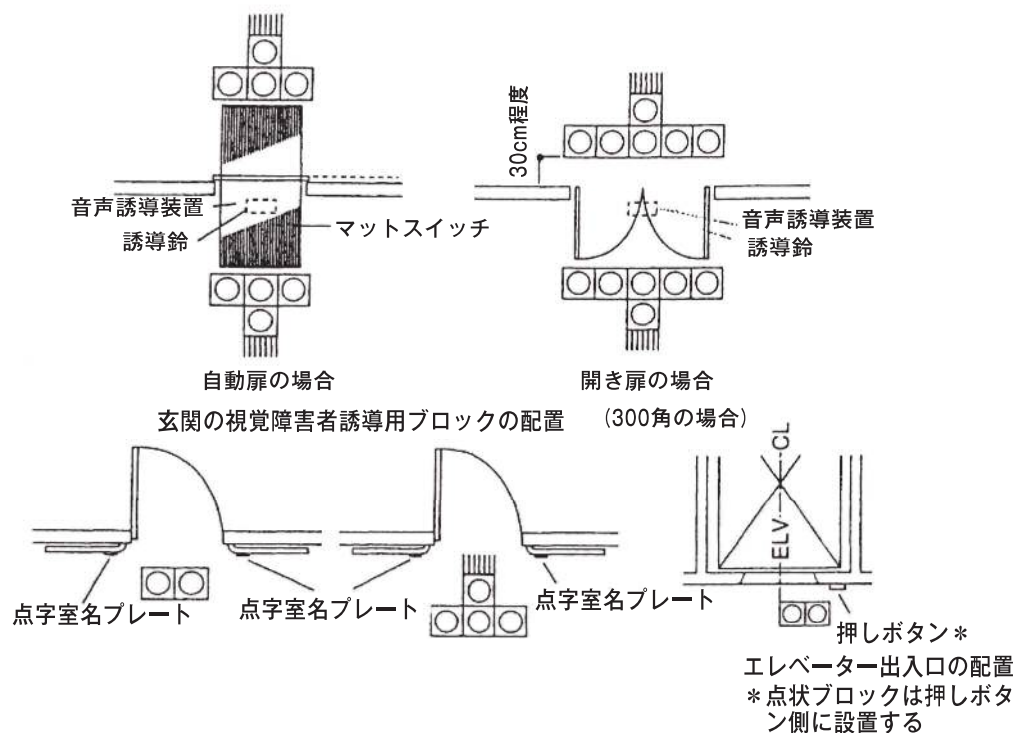
視覚障害者誘導用ブロックの配置 (300角のブロックを使用する場合)



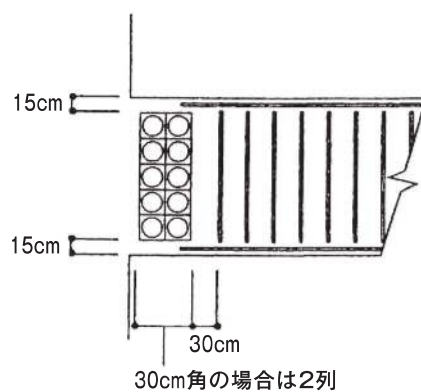
視覚障害者誘導用ブロックの配置 (400角のブロックを使用する場合)

《 参 考 図 》

【図12.3】 出入口付近での設置例



【図12.4】 階段前後での設置例



【図12.5】 触知図の例



【図12.6】 点字表示の例

